

東京都社会保険労務士会支部選挙運営要綱

第1章 目 的

(目 的)

第1条 この運営要綱は、「東京都社会保険労務士会支部役員選出に関する運営細則」第8条の規定による支部の選挙運営に関し、必要な事項を定めたものである。

第2章 支部選挙管理委員会の職務

(職 務)

第2条 支部選挙管理委員会（以下「支部選管委員会」という。）は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 選挙の告示に関する事項
- (2) 立候補者の立候補の届出（辞退を含む）の受理に関する事項
- (3) 選挙公報の発行に関する事項
- (4) 投票及び開票の管理に関する事項
- (5) 当選人の確定に関する事項
- (6) 選挙運動に関する事項
- (7) 選挙違反に関する事項
- (8) 選挙人名簿に関する事項
- (9) その他選挙事務の管理及び執行に関する事項

第3章 選挙及び告示

(選 挙)

第3条 支部選出理事候補者・代議員予定者（以下「支部理事候補者等」という。）の選挙は、選出年の11月に行う。

2. 選挙の期日は、支部選管委員会が投票日の30日前までに支部選挙管理委員長（以下「支部選管委員長」という。）名をもって、支部所属個人会員に文書により通知する。

(告 示)

第4条 支部選管委員長は、支部理事候補者等の選挙等に関する次の事項を決定し、その旨を告示する。

- (1) 投票の日時及び場所

- (2) 立候補の届出期間
- (3) 選挙運動期間
- (4) その他関係事項

第4章 立候補及び選挙に関する資格

(立候補の届出)

第5条 立候補者は、支部選管委員会が定める書式により、次の書類を告示の日から7日以内に持参し、又は送達をもって支部選管委員会に届け出なければならない。ただし、送達の場合は、書面が支部選管委員会に到達した日をもって届出受付日とする。

- (1) 立候補届
- (2) 支部長理事候補者については所信表明

(立候補の資格審査)

第6条 支部選管委員会は、立候補の届出があったとき、候補者の立候補資格がないと認めるときは、直ちに候補者にこの旨を通知する。

(立候補の辞退)

第7条 立候補を辞退する時は、立候補者が投票日の14日前までに支部選管委員会に書面をもって届け出なければならない。

(選挙公報)

第8条 支部選管委員会は、候補者が提出した次の事項について、投票日の7日前までに選挙人に送付しなければならない。

- (1) 立候補届
- (2) 支部長理事候補者については所信表明
- 2. 立候補者の掲示は、届出受付順とする。
- 3. 無投票当選の場合は、その旨を通知しなければならない。

第5章 選挙人名簿

(選挙人名簿)

第9条 支部選管委員会は、選出年の5月31日以降本会からの会費納入報告に基づき選挙人名簿を作成しなければならない。

- 2. 支部選管委員会は、投票日の30日前までに選挙人名簿に記載された者に対して選挙権を有することを通知しなければならない。

第6章 選挙運動

(期 間)

第10条 選挙運動期間は、告示の日から投票日の前日までの範囲内で支部選管委員会が指定する期間とし、期間外の運動は一切これを行ってはならない。

(選挙運動)

第11条 候補者及びこれを支持する有権者は、名誉を重んじ節度ある選挙運動に努めなければならない。

2. 選挙運動は、訪問、集会、電話及び第12条で定める文書によるものとする。

(文 書)

第12条 選挙運動に使用する文書は、事前に支部選管委員会に届け出るものとする。

2. 選挙運動における文書の配布は、選挙人に対する手渡し及び送達に限定する。

(選挙運動の禁止事項)

第13条 候補者及び会員等は、選挙に関し次の行為をしてはならない。又、会員以外のものにこれをさせてはならない。

(1) 候補者を誹謗し、その他不正な手段で他人の当選を妨げること

(2) 選挙人の選挙権行使を妨げること

(3) FAX、メール、SNS、その他これに類する方法により選挙運動を行うこと

2. 立候補しようとする者及び選挙運動に従事する者は、選挙運動のための会議の出席者又は選挙運動に従事する者に提供する弁当もしくは茶菓を除き、会員その他の者に対し金銭、物品、飲食物その他の利益を供与するなどして、投票につき依頼又は誘導を行ってはならない。

(電話及び訪問による選挙運動)

第14条 選挙人の事務所、勤務先又は自宅を訪問し、もしくは電話を利用して行う選挙運動は、午前8時から午後8時までの間に限るものとし、且つ、当該選挙人の業務及び日常生活を妨げないようにしなければならない。

第7章 投 票

(選挙方法)

第15条 選挙は無記名投票により行い、選挙人1人につき1投票とする。

2. 支部長理事候補者及び定数1人の場合の支部理事候補者の選挙は、単記式により行う。

3. 前項以外の支部理事候補者等の選挙については、定数連記式により行う。

定数に満たない投票については有効とする。

(投票用紙)

第16条 投票用紙は、それぞれの選挙に合ったもの(別紙参照)を使用し、投票は支部選管委員会が届出順に立候補者名をあらかじめ記載した上部に○印を付するものとする。

(別紙、「支部長理事候補者投票用紙」(○印単記式)、「理事候補者投票用紙」(○印連記式)、「理事候補者投票用紙」(○印単記式)、「代議員予定者投票用紙」(○印連記式))

第8章 開 票

(開票の日時及び場所)

第17条 開票は、支部選管委員会の定める日時及び場所において行う。

(無効投票)

第18条 次の投票は、無効とする。

(1) 支部選管委員会所定の投票用紙を用いていないもの

(2) 定数を超過して○印を付したもの

(3) ○印以外の記号等を付したもの

(4) 前各号の他、支部選管委員会があらかじめ無効と定め、これを選挙人に通知した事項に該当するもの

2. 支部選管委員会は、投票の結果を確定するにあたり、前項の規定に違反しない限りにおいて、その選挙した選挙人の意思が明白であれば、その投票を有効とするよう努めなければならない。

(選挙記録の作成と保存)

第19条 支部選管委員会は、立会人が署名した書類等、選挙の一切の記録を作成し、証拠書類とともに次期選挙終了までの間保存しなければならない。

第9章 当 選 人

(当選人の決定)

第20条 有効得票数の上位者を当選人とするが、支部長理事候補者または定数1人の支部理事候補者の得票が同数の場合は抽選により決定する。

それ以外の支部理事候補者等については、有効得票数の上位者より定数までの者を当選人とする。最下位同順位者が複数になり定数を超えた場合は、抽選により決定する。

2. 抽選はくじ引きとし、候補者本人が行うものとする。なお、くじ引きは立候補届け出順に行う。選挙当日に出席できない場合は、前日までに所定の書式をもって代理人を定め、支部選管委員会に届け出るものとする。届け出が無い場合には、支部選管委員長を代理人として選任したものとみなす。

附 則

この運営要綱は、平成26年7月4日から施行する。

支部長理事候補者投票用紙（○印単記式）

支部長理事候補者投票用紙

次の立候補者の内、一名の候補者に○印を付して下さい。

（二名以上に○印を付したものは、及び○印以外の記号等を付したものは無効となりますのでご注意ください）

選挙管理委員会委員長 印

			立候補者氏名
	A山	H太	
	B川	G子	
	C谷	F郎	

理事候補者投票用紙（○印連記式）

理事候補者投票用紙

次の立候補者の内、○○名以内の候補者に○印を付して下さい。

（●●名以上に○印を付したものは、及び○印以外の記号等を付したものは無効となりますのでご注意ください）

選挙管理委員会委員長 印

					立候補者氏名	
				D田		E美
			E山	D太		
		F川	C子			
	G谷	B郎				
H田	A美					

理事候補者投票用紙（○印単記式）

理事候補者投票用紙

次の立候補者の内、一名の候補者に○印を付して下さい。

（二名以上に○印を付したものと、及び○印以外の記号等付したものは無効となりますのでご注意ください）

選挙管理委員会委員長 ⑩

			立候補者氏名
		H山 A太	
		G川 B子	
		F谷 C郎	

代議員予定者投票用紙（○印連記式）

代議員予定者投票用紙

次の立候補者の内、○名以内の候補者に○印を付して下さい。

（●名以上に○印を付したものと、及び○印以外の記号等を付したものは無効となりますのでご注意ください）

選挙管理委員会委員長 ⑩

					立候補者氏名
				E田 D美	
			D山 E太		
		C川 F子			
		B谷 G郎			
		A田 H美			

(東京都社会保険労務士会支部選挙運営要綱第20条2項関係)

平成 年 月 日

東京都社会保険労務士会

_____支部選挙管理委員会 御 中

東京都社会保険労務士会 _____支部

_____候補者 _____ (印)

代 理 人 選 任 届

(委任状)

選挙当日、当選人の決定が抽選となった場合には、私が所属する下記の支部
選挙人を代理人と選任し、抽選することを委任いたします。

記

所属支部	
会員番号	
選挙人氏名	